

平成 28 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 平成 28 年 8 月 25 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

なし

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 玉城 弘一

【議事録署名人】

5 番 山城 学 7 番 新垣 芳隆

【議事日程】

日程第 1	議案第 38 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 39 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 40 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 41 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 42 号	農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 28 年 第 8 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 28 年第 8 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 28 年第 8 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 5 番山城学委員、7 番新垣芳隆委員です。次回調査委員が 8 番玉城信榮委員、9 番徳元加栄委員、10 番賀数宏委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(14 件) 日程第 2 議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(4 件) 日程第 4 議案第 41 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程第 5 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(11 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 38 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は真壁の 5 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は座波の 1 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は真壁の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は真栄里の 2 筆で売買による所有権移転であります。5 番は伊敷の 1 筆で売買による所有権移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は小波蔵の 2 筆で贈与による所有権移転であります。

	7 番は北波平の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は賀数の 1 筆で売買による所有権移転であります。9 番は名城の 1 筆で売買による所有権移転であります。10 番は伊敷の 2 筆と糸洲の 3 筆で、贈与による所有権移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番から 13 番は関連しております。11 番は宇江城の 1 筆で交換による所有権移転であります。12 番は真栄平の 1 筆と宇江城の 1 筆で、交換による所有権移転であります。13 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権移転であります。14 番は阿波根の 2 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 38 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、6 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で農地区分は第 3 種農地で、専用通路への転用であります。以上です。
会長	それでは、現地調査の報告をお願いします。
調査員	今回は 3 名で調査して参りました。では 7 ページをご覧ください。 申請地は、住宅に囲まれた第 3 種農地であり、専用通路への転用は適当と判

	断いたしました。
会長	それでは、皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 39 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 10 ページをお開き下さい。1 番と 2 番は関連しております。1 番と 2 番は糸洲の各 1 筆で農地区分が第 1 種農地であります。敷地拡張による転用で、売買による所有権移転であります。3 番と 4 番は関連しております。3 番と 4 番は喜屋武の各 1 筆で、農地区分が第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。11 ページをお開き下さい。 申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「敷地の拡張」に該当するため、転用は問題ないものと判断しました。次に 13 ページをご覧ください。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、住宅建築への転用は問題ないものと判断しました。以上です。

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 40 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 41 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、15 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 41 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 42 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 11 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、19 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。

	議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 28-43 は阿波根の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。葉野菜の規模拡大であります。28-44 は宇江城の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。イモの新規就農一貫支援であります。28-45 は真栄平の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。ゴーヤーの新規就農一貫支援であります。28-46 は真栄平の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。ヘチマの新規就農一貫支援であります。28-47 は宇江城の 1 筆と真栄平の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。ヘチマの新規就農一貫支援であります。28-48 は真栄平の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。ヘチマの新規就農一貫支援であります。28-49 は真栄平の 1 筆と宇江城の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。ゴーヤーの新規就農一貫支援であります。28-50 は真栄平の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。ゴーヤーの就農開始であります。28-51、28-52、28-53、28-54、28-55、28-56 は座波の 5 筆で 5 年間の貸借権の設定であります。さとうきびの就農開始であります。28-57、28-58 は小波蔵の 1 筆で 3 年間の貸借権の設定であります。いんげんの規模拡大であります。28-59 は糸洲の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 42 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

5 番 山城 学

7 番 新垣 芳隆

